

令和2年4月24日

各一時保育事業運営事業者 代表者様  
公立保育所一時保育事業実施園長 様  
公立保育所リフレッシュ預かり保育事業実施園長 様

名古屋市子ども青少年局保育部保育企画室長  
名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課長

新型コロナウイルス感染症にかかる一時保育事業の取り扱いについて(要請)

見出しの件につきまして、今般、市立学校(園)の臨時休業の期間が令和2年5月31日まで延長されたことを踏まえ、一時保育事業の各事業(非定型保育事業・緊急保育事業・リフレッシュ保育事業)の取り扱いを、下記のとおりとします。ご確認のうえ、対応していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。

#### 記

##### 1 各事業の取り扱い(継続)

非定型保育事業	緊急保育事業	リフレッシュ保育事業
継続実施(※)	継続実施	休止

※ただし、利用者には可能な限りご家庭における保育の協力を依頼

##### 2 期間

令和2年5月7日から5月31日まで

【裏面あり】

### 3 その他

- (1) 公立保育所リフレッシュ預かり保育事業及び名古屋市子育て応援拠点事業における一時預かり事業についても、上記期間中は休止となります。
- (2) 上記期間中のリフレッシュ保育事業について、既に受付や利用決定をしている場合は、当該保護者に対し、利用日までに、休止の旨を各事業実施施設からお伝えください。  
また、既に利用決定通知書が発行されている場合は、保護者へ休止の旨ご連絡いただいた後、区役所民生子ども課にもご連絡ください。
- (3) 今後、休止期間中のリフレッシュ保育事業の利用にかかる問合せや申込みがあった場合は、休止の旨ご説明ください。
- (4) 6月1日以降のリフレッシュ保育事業の利用にかかる問合せや申込みに対しては、現時点では取り扱いが未定であることをお伝えいただいたうえで、受付を行ってください。
- (5) リフレッシュ保育事業を休止することにより生じる定員の空きについて、非定型保育事業や緊急保育事業による受入れを行っていただいで差し支えありません。
- (6) 上記の取り扱いについて、本市ウェブサイトの記事を掲載し、市民への周知を行います。

保育企画室 永谷、伊藤

TEL 228-6940

保育運営課 佐藤、岩井

TEL 972-2525